

公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第46条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催時期)

第2条 定款第39条第2項に定める定例理事会は、原則として6月、11月及び3月に開催する。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議長)

第4条 理事全員の改選直後の理事会における議長は、定款第41条にかかわらず、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(緊急の処理)

第5条 会長は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(欠席者に対する通知)

第6条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 定款40条第2項に定める副会長の順位については、総務専門委員会の委員長の職にある副会長、普及専門委員会の委員長の職にある副会長、企画専門委員会の委員長の職にある副会長、財務専門委員会の委員長の職にある副会長の順とする。（平成25年10月30日追記、平成26年11月26日 一部改正）
- 3 令和2年3月3日 一部改正